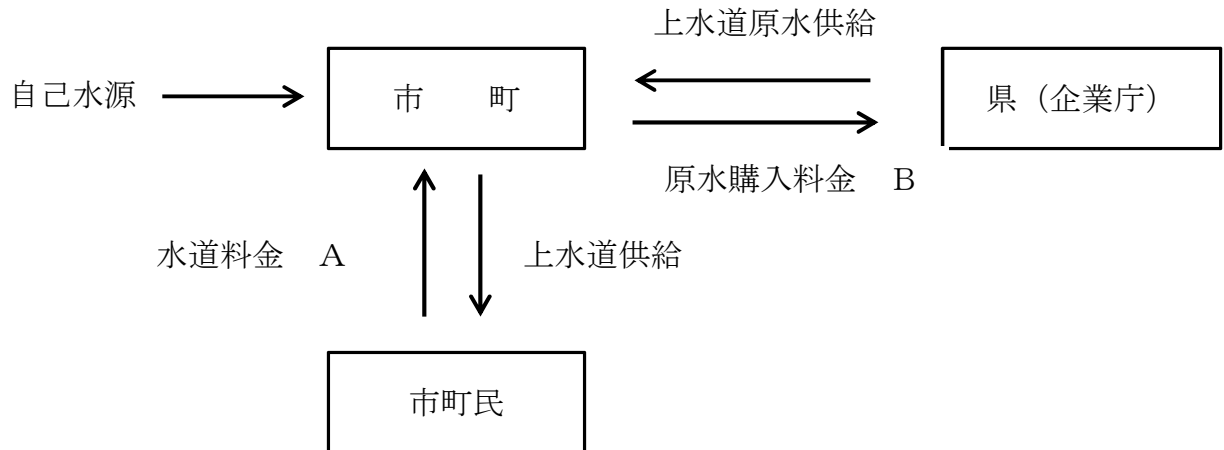


作成年月日	令和2年5月1日
作成部局課室名	企業庁水道課

県営水道の料金の免除について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域経済や家計への影響に対応するため、市町が水道料金の減免を行う場合、市町に水道用水の原水を供給している県営水道の、3ヶ月間の料金を上限として免除する。

1 事業スキーム



(1) 実施方法

市町が新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金Aを減免する場合、県営水道の料金Bを免除（Aの減免額合計 \geq Bが必要）

(2) 免除期間

3ヶ月間（令和2年5月～9月までに開始した場合、3ヶ月間）

(3) 県企業庁が水道用水原水の供給を行っている団体（22市町1団体→25市町）

地域	市町名
神戸地域	神戸市
阪神南地域	尼崎市、西宮市
阪神北地域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨地域	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨地域	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市
中播磨地域	姫路市、福崎町
西播磨地域	太子町
丹波地域	丹波篠山市
淡路地域	淡路広域水道企業団（洲本市、南あわじ市、淡路市）

（参考） 県営水道料金（市町からの納入） 1ヶ月当たり、約1.2億円
 ⇒3ヶ月で約3.6億円